

鹿沼市環境基本条例の一部改正について

次のように改める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市環境基本条例の一部を改正する条例

鹿沼市環境基本条例（平成 12 年鹿沼市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項及び第 4 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 26 条第 4 項各号列記以外の部分中「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 5 項ただし書中「前項第 2 号から第 4 号まで」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市環境基本条例第 26 条第 4 項の規定に基づき任命されている鹿沼市環境審議会の委員である者（以下「委員」という。）は、改正後の鹿沼市環境基本条例第 26 条第 4 項の規定に基づき委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員に任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。